解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年八月十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

鹿児島県姶良市加治木町本町二五三番地
加治木町土地開発公社
清算人　笹山　義弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

岐阜県加茂郡坂祝町取組四六番地一八
財団法人坂祝町開発公社
代表清算人　南山　宗之

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月十五日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

広島県江田島市沖美町三吉二六三三番地の九
財団法人三高会
代表清算人　下前　清弘

第二十六期決算公告

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	六二、六五九
固定資産	八五、二四三
合計	一四七、九〇二

負債及び純資産の部

流動負債	二九、四一〇
固定負債	三五、九八四
（退職給付引当金）	（三二、六八四）
（役員退職慰労引当金）	（三、三〇〇）
株主資本	八二、五〇八
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	七二、五〇八
利益準備金	一〇〇
その他利益剰余金	七二、四〇八
（当期純利益）	（五、三九八）
合計	一四七、九〇二

平成二十二年三月二十五日

栃木県さくら市早乙女二〇一四番地
ニッカ製樽株式会社

第七十五期決算公告

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表　（単位・円）

資産の部

流動資産	五一五、九六九、四三九
固定資産	一、二一二、〇二六、四五八
繰延資産	六、一八八、六九八
資産の部合計	一、七三四、一八四、五九五

負債及び純資産の部

流動負債	五七二、一一〇、七〇四
賞与引当金	四　六六五　〇〇〇
その他	五七六、四四五、七〇四
固定負債	四五九、一九六、四四八
負債の部合計	一、〇三一、三〇七、一五二
株主資本	七〇二、八七七、四四三
資本金	四八、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	二五七、八一一
利益剰余金	七四一、九二一、五二二
利益準備金	一二、〇〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	七二九、九二一、五二二
自己株式	△八七、三〇一、八九〇
（うち当期純利益）	（一九、九〇六、〇〇九）
純資産の部合計	七〇二、八七七、四四三
負債及び純資産の部合計	一、七三四、一八四、五九五

平成二十二年二月二十四日

佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙一五七七番地
西松浦通運株式会社
代表取締役　松本　直大

配当公告

愛知県半田市北二ツ坂町一丁目一二番地の八
破産者　株式会社ユタカハウジングネット

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一四五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一一五、三三四、五八二円

一、配当することのできる金額
金一〇、五五二、三七七円

平成二十二年三月二十五日

名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル六〇四号　破産管財人　成瀬　伸子

配当公告

香川県高松市檀紙町一四五番地一
破産者　松本　通雄

右の者に対する高松地方裁判所平成二十年（フ）第二六九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五一一、四二七、七四〇円

一、配当することのできる金額
金二二、四五三、八八二円

平成二十二年三月二十五日

高松市丸の内七番二〇号　丸の内5ビル一階
中村秀樹法律事務所
破産管財人　弁護士　中村　秀樹

配当公告

香川県高松市西ハゼ町二五一番地
破産者　丸三建材工業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十年（フ）第二二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八六五、四〇六、七三二円

一、配当することのできる金額
金一三一、二七二、五〇二円

平成二十二年三月二十五日

高松市番町一―一〇―一　日下ビル三階
破産管財人　白井　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡倶知安町北四条東九丁目六番地、最後の住所北海道虻田郡真狩村字社二二一番地一　被相続人　亡　菊谷　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

北海道虻田郡倶知安町南四条東一丁目一二番地
相続財産管理人司法書士　金井　政二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市新町二三番、最後の住所青森県むつ市新町二三番一号　被相続人　亡　二階　理博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

事務所青森県むつ市金谷一丁目四番一八号
相続財産管理人　司法書士　川口　行雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市松木沢字堂ノ前本内境八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田美喜雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

秋田県秋田市中通三丁目二番四四号河北ビル五階
相続財産管理人　弁護士　内藤　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市大字門伝一〇二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安達　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

山形市旅篭町一丁目一四番二九号
相続財産管理人　細谷　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市南新町一丁目二一八番地、最後の住所山形県酒田市大宮町一丁目七番地の一　被相続人　亡　杉原　克宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号
相続財産管理人　加藤　勇